

平成24年度第2回流山市青少年指導センター運営協議会会議録

1 日時

平成25年3月5日（火）午後3時～午後3時45分

2 場所

流山市生涯学習センター A207会議室

3 出席委員（11名）

山田 貴照	塩谷 節子
中村 忠夫	佐藤 修次
村上 国弘	古田 嘉彦
町田 浩二郎	増田 俊康
中村 貢	藍川 幸子
皆川 眞一郎	

4 欠席委員（4名）

鏡 則子	秋月 孝夫
後田 博美	平林 純一

5 事務局

課長 直井 英樹	所長 梅次 芳晃
指導主事 浦沢 雄一	主査 佐野 孝
主査 窪田 隆	

6 傍聴者

0人

7 委嘱式

県警警察官の定期異動のため、後任の山田委員に委嘱状が交付された。

8 議事

平成24年度流山市青少年指導センター事業の実施状況について

9 会議内容（要旨）

議長

平成24年度流山市青少年指導センター事業の実施状況について事務局から説明をお願いします。

事務局

今年度もそろそろ終わりますが、P2は実施してきた活動内容を時系列で載せてあります。P3は当センターの事業を図式的に分かり易く示したものです。活動報告としてまとめたものがP4から記載させて頂きました。補導活動から相談活動、学校警察連絡協議会の活動という順序で説明致します。

当センターの主な活動であります補導活動について、例年補導員さん達と一緒に街頭パトロール、補導員さん独自の支部パトロール等で街に出て補導活動を行っています。P5・P6に数制的な補導件数等が載っています。

補導活動状況ですが、高校生の遅刻・早退、早退は種別でいくと怠学にあたりますが、主に声かけをしています。自転車の2人乗り、無灯火は相変わらず青少年だけの話ではありませんが、そのような行為に声かけをしています。ただ、今回高校生の遅刻・怠学は数的には増えておりません。多少減少しています。これは、それぞれの市内の高等学校の指導、市内の大型店舗の子ども達が集まる施設のマナーの改善が、良い方向に向かっていると思います。

継続的に指導を要する非行行為、暴れて被害を加えるような重篤な非行ケースは今年もごく小数です。学校・その他と連携しながら指導しております。

補導員研修については、補導員連絡協議会とセンターで、毎年研修会を開催しております。今年度は、従来ですと補導員全体研修は2月に開催しておりました。今年度は、環境浄化の活動の地区のつどいを12月にもってきた関係で、この日程的な変更と、補導員さん達の早い時期に研修会を開催してほしいとの要望がありまして、6月に補導員としての意識・声かけの技能を高めるための講演会を行いました。また、今年は補導センター連絡協議会の関東・甲信越静地区の大会が、千葉県で開催され、会場を船橋市で行いました。そこに研修を兼ねて、大会

運営及び参加者として「千葉大会」を行いました。次に2月2日に行った研修も全体研修ですけれども、2月は環境浄化月間ですので、環境浄化活動に関わって頂いた、民生委員・保護司会・PTA等、補導員だけではなく関係者に、参加を呼びかけて実施しております。

続きまして、相談活動についてP7に相談傾向、受理数等を、P8に2月末までの相談内容、対象者等を表にして載せてあります。相談件数については、例年とほぼ変わりません。内容も不登校・就労問題で変わっておりません。青少年相談室は3名体制でやっていますが、対象の子ども達、青少年ですが本人だけではなくてその保護者、母親からの相談という傾向が今年も同じように見られます。中には3年という長いスパンで継続相談をしている方もいらっしゃいます。

なお、市で相談業務を行っている青少年相談室、教育相談、いじめホットライン、家庭児童相談室、幼児教育相談との横の繋がりを持つため、大体月1回の相談室会議を開催しています。その中で、センターの青少年相談室は、大きな相談傾向の変化はありませんでしたが、いじめホットラインについては件数が倍増したという報告がありました。それに関わった相談もありましたが、重大な問題に至っておりません。

学校警察連絡協議会について、会議としては年4回、5月・7月・10月・2月に開催しています。主に各学校の小中高の生徒指導関係の情報交換ですが、2回目7月は流山警察のご協力を頂いて、地域課の各地区のお巡りさんと学校との情報交換を行いました。10月は情報交換と昨年度に続き「発達障害と生徒指導上の問題行動について」研修会を開催しました。

青パト講習会は、年2回講習会を実施しています。小中学校には青色回転灯を付けて走れるパトロール用の車を、23校持っておりまして、即時にパトロールが出来る体制です。このパトロールを行う実施者の講習会です。取得者数は319名となっております。

次に指導センターに寄せられた情報について、P12に4月から2月末までのセンター及び指導課から発信した、不審者情

報の数がまとめてあります。今年の傾向としては例年多い露出・声かけ・つきまといが多くを占めています。時期的に4月～7月が例年になく、非常に多くの不審者情報が、あがりました。それ以降減ってきていますが、2月に北部地区を中心に数が多くなっています。これは不審者ですのでなかなか対応が難しく、青色パトロールを実施していますが、各自治会さんでも見廻りを行っている地区もあります。それに伴ってその地域で不審者、犯罪の件数が少なくなった事例も聞いております。指導センターもパトロールに出っていますが、情報提供について課題もあるかと考えています。不審者情報は、市内の小中学校・高等学校・高等学園に発信していましたが、2月に初石のコンビニ強盗が発生したため、学校からの要請で、柏松戸の特別支援学校にも、現在発信しています。

広報・啓発活動については、センター日より、ホームページで行っております。従来と変わっておりません。また、各小中学校の依頼があれば出かけて行って、お話をさせて頂いています。他機関・団体との連携ですが、センターの業務のほとんどは他団体との協力で行っていて、我々センター独自では出来ないことばかりです。また、関東・甲信越静の大会を運営して、他県・他市との状況の違いを見てみると、地域が異なるだけでこんなにも青少年の環境浄化の取組みが違うのかと、実感しました。それらも今年の大きな成果とっております。色々な所と連携を深め情報収集から活動を高める努力を、進めて行きたいと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、質問やご意見等がありましたらお願いします。

委員 センターに寄せられた情報の説明がありましたが、子ども達の被害について、いつ、発生する時間帯、どのような場所で、どんな被害にあったか分かれば、お願いします。

事務局 今、集計しておりますして、次年度の1回目の運協で時間別、場所別等をまとめた統計資料を、3月まで見て出したいと思えますが、時間的には朝の登校、子ども達が帰る下校時間。それと塾帰りの9時～10時この辺が多く、狙われるのは女の子が

多いです。特に高校1年生、中学校1年生の不慣れな子が、対象になっているようです。

委員 時間帯等を参考に、補導員やセンターのパトロールについても検討されると良いと思います。

委員 不審者は高校ですと、通学・帰宅の時間帯よりも若干ずれた時間帯で、遅刻して登校してくる子がつきまといをされたり、被害を受けています。孤立した感じの女の子が、狙われています。流山北高、おおたか高校も同じで、最近校庭まで入って来て、慌てて振り返ったら、後ろにいたこともありました。

事務局 情報が入って時間帯と場所を確認して発信しますが、多いですね10時位が。なぜこの時間に高校生がいるのか、やはり遅れて登校しているのですね。

委員 露出ですが、昨年と数字的には同じ位と思います。これは刑事事件ですか。

委員 公の場所でやっている状況があれば、公然わいせつになりますし、人に対してやっているのであれば、迷惑防止条例で対処します。

委員 青パトで廻っていても、この問題は去年と同じで一向に減らないということは、警察の方もどのように対応しているのか、行政の方の対応もどうしているのか、知りたいと思います。

事務局 実際、他の学校等の会議でも同様な指摘がありますが、我々が関わっている露出等が、警察に捕まりましたということは、まだ聞いたことがありません。ここに出てくる情報に、関しては。被害の通報に対して、青パトで廻って防止することは出来ると思います。また、情報を頂いた時に多いのが、子どもが学校から帰ってから、親にいつてその親が、次の日に学校の方に情報を入れることです。それは警察が動くにしても、我々が動くにしても、被害があった場合はなるべく早く報告をするようお願いしています。

委員 これを防止するには、どこでどういうことが起きたかを記録して、大体このような人がやることは、癖が付いているはずなので、分析が出来ないことはないと思います。必ずデータを取ってみれば、必ず戻ってくると思います。そういう人は。その

ような事をやっていかないと、この数字は毎年多い数字になっていってしまいますので、やって頂いて現場を押さえることが出来るかもしれません。ありました、ありませただけのデータの報告では、実際どうやって少なくしようと努力しているのかが分かりません。

議長 他にご質問等ありませんか。

委員 確認したいのですが、携帯電話、小学生中学生は学校で認めているのでしょうか。

委員 中学校では所持に関しては、一切関知していません。要するに家庭で、持たれるのは困るとかはやっておりません。ただ、家庭には持たせれば、リスクを伴うことは教えています。最近、スマホに移っていますが、このフィルタリングを徹底してほしいとやっています。所持率に関しましては、例えば本校では60%です。これは中1～中3までほとんど変わりません。恐らく小学校から中学校に上がる時に買い与える親が多いのかな。これに伴う事件・事故は、必ず保護者の方に遭った段階で報告しています。後は使い方については、各学校の保護者会等でお願いや危険性をPRしている位です。

委員 分かりました。

委員 小学校はほぼ原則禁止です。ただ、今はGPS機能があって、どうしても不安であるとか、塾の帰り1人になってしまうということで、持たせたいということがありますので、原則禁止ですが、GPS機能で子の安全を守りたいという場合は、校長の許可のもと、持っても良いと。実際学校での使用は禁止で、それ以上の責任は持たないという形でやっています。細かいデータがないので、分かりませんがうちの学校では、高学年を対象に情報機器の危険性とか使い方について、NPOの方に来て頂いて、子ども達に指導して頂いたのですが、その時講師の方が携帯を持っている子に手を上げさせたのですが、約100人の中の10人も手を上げなかったのですが、講師がここ少ないのですねと驚いていました。このような状況です。

委員 中学校も同じく、持ち込みはさせておりません。学校に自由に持ってきて良いという所は、流山には一切ありません。

委員

高校は入学すると同時に、親が生徒が欲しいと高校1年生の段階で、ほぼ100%になります。誹謗・中傷がプロフなど色々な所に出され、それについての特別指導を、私もその案件で何件か自宅謹慎を命じたりして、そういうトラブルが高校の場合は起きます。

携帯の使い方について、全校で集会を講師の方をお呼びして行っていますが、なかなか生徒に危機感がありませんので非常に怖い状態です。高校は携帯が絡む事件的なものは必ずあります。実態で、ブログとかプロフ等が中心ですが1年生は所持率は変わりませんが、1年生がその中に入って行くことは、ほぼ0に等しいです。2年生で10%～20%。3年生で30%～50%になって行きます。中味が歳があがることによって変わって行くことが実態です。

議長

他にありませんか。それでは終了したいと思います。ありがとうございました。